

「犯罪をした者等の社会復帰に関する包括的支援体制」の検討 質問・意見（取りまとめ）

【スクリーニング】特別調整との区分

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<p>①特別調整の対象要件を欠く者 (<u>帰住地あり、調整期間（6月）を欠く者</u>)</p> <p>②特別調整が不調となった者（本人不同意）</p> <p>③労役場留置者</p>	<p>特別調整候補者の選定はどのように行われているか</p> <div data-bbox="798 306 1237 438" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>質問、意見への対応欄で修正することになった原案は<i>斜体</i>で記載。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 特別調整に該当しそうな受刑者に対しては、対象者によって時期は異なるが、刑期終了日の2年以上前から抽出し、福祉専門官が面接等によってスクリーニングを実施している。（東京矯正管区） 帰住地があるものの、障害がある受刑者に対しても、一般調整等を視野に入れたスクリーニングを同様に実施している。（東京矯正管区）
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【千葉市】 特別調整の対象となる方の6月の調整期間とはどのように設定されたのでしょうか。（期間を短くして対象者を拡充することは可能なのでしょうか。）</p> <p>【中核センター（海匝）】 特別調整の対象者の要件が、現状のままでよいのか検討が必要。</p> <p>【定着支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉県の定着支援センターは、残刑期6か月に拘らず相談があり対象としてあげてもらえれば支援している。 帰住地はある、65歳未満である、障害者には該当しない、一般の人の支援に力を入れてほしい。（たくさんいる） <p>【宅地建物取引業協会】 福祉専門官が面接してスクリーニングを実施しているとのことだが、本人の意思確認や更生支援が必要かどうかの矯正処遇官の所見があると良いと思います。身近な矯正処遇官の方が対象者の状況判断が適切だと思います。福祉専門官の判断も正確になるのではないかと。特別調整の対象要件を欠く者でも、矯正処遇官の説明、質疑等で受刑者の状況把握しておく必要があるのではないかと。</p> <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別調整の対象外となった者で、刑事施設の福祉専門官等が必要と判断した者としてはどうでしょうか。（東京矯正管区） （帰住地あり、調整期間（6月）を欠く者）とありますが、それ以外の要件（特別調整は6項目の要件をすべて満たすことで認定される）を欠く者についてはどのような扱いとするのか、また、一般調整対象者はどのような扱いとなるか、お尋ねします。（千葉刑務所） （本人不同意）自体が、前述の特別調整の対象要件を欠く者に含まれると思われそうですが、特別調整の対象要件を欠く者と、特別調整が不調となった者との違いについてお尋ねします。（千葉刑務所） ①更生保護施設での帰住調整が不可となった在院者、②帰住先がなく、就労することが難しい在院者（障害の診断を受けていない者及びパーソナリティ障害の者）以上の2点を追加していただきたい。また、体制原案は成人に特化して作成されてあると思料するため、少年も含めていただきたい。（八街少年院） 特別調整を受けることに同意をしなかったということは、本人に問題意識や困り感がなく、そもそも福祉的な支援を受けることに拒否的な場合が多いため、そうした者の同意をどのようにして得るかということが課題の一つになると思われる。（千葉少年鑑別所） 		<p>6月の期間は、国の実施要領に定められたもの。協議会の議論でもあり、特別調整の対象者が拡充すれば解決できるケースの増加が期待できることから、特別調整全体の枠組みやあり方について包括的な議題として国に提案する。</p> <p>⇒県リーフレットの実施要領のとおり、支援対象としているのは「高齢、障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる」者であり、一般の人も対象になりうる。このような対応が全国的に実施できるよう、国に提案していく。</p> <p>⇒矯正処遇官や福祉専門官等、複数の職員の眼で本事業の対象かどうか選定する形がよいと考えるので、国に提案する。</p> <p>⇒体制原案の①②を「特別調整及び一般調整の対象にならなかった者」に修正する。</p> <p>⇒一般調整対象者は対象外としている。</p> <p>⇒欠く者は特別調整の対象候補者にならなかった者。不調になった者は候補者となったものの、同意しなかった者。</p> <p>⇒①②ともに対象としているが、表記が成人向けになっているため、少年も含めた表現になるよう改めたい。</p> <p>⇒課題解決の一案として、同意を得る前に矯正施設において支援機関等による事業説明ができる体制を整備することがある。矯正施設側でそのような体制を整備することが可能なのか。</p>

【スクリーニング】調整者（選定に関与する者）

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 心理調査専門官 福祉専門官 矯正処遇官 保護観察官 	すべての矯正施設等に心理調査専門官及び福祉専門官が配置されているか	<ul style="list-style-type: none"> 福祉専門官の配置（市原、横須賀支所以外） 精神保健福祉士又は社会福祉士の配置（東京矯正管内の刑事施設においては市原刑務所、横浜刑務所横須賀刑務支所以外に配置。少年院においては、水府学院、市原学園、愛光女子学園、新潟少年学院、有明高原寮及び駿府学園以外に配置。）（東京矯正管区） 刑事施設には心理学の専門家である「法務技官」が、「調査専門官」として原則配置されているが、されていない場合もある。少年院には、一部の施設に「法務技官」が配置されている。（東京矯正管区）
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【宅地建物取引業協会】 全国共通の福祉専門官なる職種を設けることは良いと思いますが、刑務所の矯正処遇官と合わせて対応することが望ましいと思います。受刑者の身近にいる矯正処遇官が、もっとも正確な情報をキャッチできると思うから。</p> <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉的支援を中心とする制度を矯正施設において実施するに当たって、対象者選定に関与する者は、主として福祉専門官（未配置庁は非常勤の社会福祉士等）となるものと思われるため、「調査専門官」「矯正処遇官」は落とし、「福祉専門官等」としてはどうでしょうか。（東京矯正管区） 福祉専門官について、非常勤で社会福祉士がいる施設もあると思われるため福祉専門官等にすることは可能でしょうか。（八街少年院） 心理調査専門官についても少年施設で法務技官（心理）が勤務することもあるため、心理専門官等にすることは可能でしょうか。（八街少年院） 少年院も対象と想定していただきたいため、法務教官も入れていただきたい。（八街少年院） <p>【弁護士会】 特定の担当者のみによる選定か複数名による重層的な選定か。</p>		<p>⇒（再掲）矯正処遇官や福祉専門官等、複数の職員の眼で本事業の対象かどうか選定する形がよいと考えるので、国に提案する。</p> <p>⇒具体的な職名を明記することにより、モデル事業に参加していない他県の矯正施設等での制度理解が進むと考えたが、矯正施設において一般的で汎用性がある表現であれば、それに従うようにする。また、管区内での意見相違もあるようなので、統一した方向を示してほしい。</p> <p>⇒検討・確認結果の欄で回答のあった「法務技官」との違いはあるのか。</p> <p>⇒（再掲）矯正処遇官や福祉専門官等、複数の職員の眼で本事業の対象かどうか選定する形がよいと考えるので、国に提案する。</p>

【スクリーニング】時期

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<p>①入所時</p> <p>②特別調整が不調となったとき（本人不同意）</p> <p>③出所6月前（再スクリーニングを含む）</p>	<p>特別調整候補者に対する、特別調整の本人同意が行われる時期はいつか</p>	<p>・65歳以上の高齢又は身体・知的・精神障害のある被収容者で、当初から帰住地がない場合又は生活環境調整が不調となり帰住地の確保ができなかった場合に特別調整候補者となるが、通常は収容期間満了日の6か月前までに本人同意の手続きを実施し、特別調整のための手続きを開始する。（千葉保護観察所）</p> <p>【特別調整の一般的手続】（東京矯正管区）</p> <p>① 入所（院）時 → 候補者となる可能性のある者のリストの作成</p> <p>② 出所（院）の10か月～9か月前 → 社会福祉士等が関係書類を調査し、本人と面接。特別調整の対象となるかどうか本人の意向（希望）の確認。</p> <p>③ 出所（院）の9か月～8か月前 → 所内審査。候補者を保護観察所に通知。保護観察所による調査。</p> <p>④ 出所（院）の8か月～7か月前 → 保護観察所からの「同意書徴収依頼」又は「不認定通知」の受領。<u>本人の同意書の徴収</u></p> <p>⑤ 出所（院）の6か月前～ → 地域生活定着支援センターの調整</p>

質問、意見など	質問、意見への対応
---------	-----------

<p>【ガンバの会】</p> <p>調整期間を欠く者が対象とされる場合、残された期間が懸念される。（これまで満期まで1ヶ月という事例もあり）。ケースによっては種々の障害を有する者もあり、特別調整が不調に終わった者であったとしても、最低6月の余裕を持つよう、矯正施設側の配慮を望む。</p> <p>【宅地建物取引業協会】</p> <p>最終的な本人同意は6月前でも良いと思います。スクリーニングは2年程前から数回実施すべきだと思います。</p> <p>【中核センター（海匝）】</p> <p>対象が広がってしまうが、警察や検察との連携をどのように図っていくのか課題としてある。軽微な犯罪で不起訴になった方をどのように支援に結びつけていくのか。</p> <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（本人不同意）以外の理由で特別調整が不調となった者についてどのような扱いとするのか、お尋ねします。（千葉刑務所） ・「矯正施設から更生保護施設への帰住調整が不可となったとき」を含めていただきたい。（八街少年院） ・特別調整が不調となった場合、そのことが自動的に地方に伝わるわけではないため、地方が介入する機会を逃さないよう、そうした情報が施設から地方に速やかに伝わる体制を構築することが重要と考えられる。（千葉少年鑑別所） ・出所6月前に限定せず、支援実施機関（千葉県、中核地域生活支援センター等）が出所前に最低限必要な期間を提示していただいた方が、より多くの被収容者を支援対象にすることができると考えられます。（千葉刑務所） <p>【弁護士会】</p> <p>入所時を原則としつつ、その後も複数回にわたりスクリーニングの機会が有りえるということか。施設により時期が異なるということか。</p>	<p>⇒国への提案事項とする。</p> <p>⇒スクリーニングの回数については、矯正機関等と協議する。</p> <p>⇒このような課題があることは認識している。国への提案でも取り上げていきたい。</p> <p>刑期に限らず、すべての入所者に少なくとも1～2回はスクリーニングが行われることが明確になるよう、体制案①②を「入所時～出所6月前まで」に修正する。</p> <p>なお、③の出所6月前は、それ以前にスクリーニングを行った場合において、事後の事情変化を考慮し、再スクリーニングの時期として提案したもの。可能であれば、刑期を問わず、入所時から随時実施していただきたい。</p>
--	---

【スクリーニング】方法

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<p><u>特別調整の対象外になった者に対し、執行開始時調査や生活環境調整の際に、下欄の判断基準に基づき、包括的支援の対象とするかどうか判断する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行開始時調査は誰が行うのか ・執行開始時調査はすべての者に行われるか ・生活環境調整は誰が行うのか ・生活環境調整はすべての者に行われるか ・生活環境調整が行われる時期はいつか <hr/> <p>個別面談等、特別な状況の下での判断だけではなく、作業や余暇時等、日常生活上でのつまずきにも注意すべきではないか</p> <hr/> <p>面談や行動観察は、様々な機会をとらえた上で複数回行われているか</p> <hr/> <p>裁判で提出された「更生支援計画書」は活かされているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・執行開始時調査は、心理調査専門官により全入所者に対して行っている。執行開始時調査時に、福祉的支援の必要性ありと判断された場合、福祉専門官による面談を実施。（横浜刑務所） ・生活環境調整は、帰住希望地を管轄する保護観察所の保護観察官及び保護司が実施する。なお、一般的に、保護観察官は担当する地区が決まっており、担当する地区を帰住希望地として開始した生活環境調整を全て実施することとなる。保護司については、一般的に帰住希望地近隣に住んでいる者で、生活環境調整を希望する被収容者の資質や属性を考慮した上で、仮釈放時の保護観察の担当も見据えて、保護観察所が担当保護司を決定している。なお、生活環境調整の結果帰住不可能となったときは、矯正施設において被収容者に対し新たな帰住希望地を設定するよう助言、指導し、新たな帰住希望地について生活環境調整が行われる。また、本人が帰住希望地を取り下げた場合は生活環境調整が打ち切られる。（千葉保護観察所） ・生活環境調整は、懲役刑又は禁固刑により刑事施設収容中の者又は保護処分により少年院収容中の者のうち、収容施設から出所後の帰住希望地の連絡を受けた全ての者について実施される。また、最初に被収容者が希望した帰住地が帰住不可能となった場合、別の場所を帰住希望地として再度の調整を実施したり、並行して複数箇所の帰住希望地を同時に調整する場合もある。生活環境調整の結果、受け入れ先となる帰住地がない場合、高齢又は障害のある被収容者については、必要に応じ特別調整に移行することとなる。（千葉保護観察所） ・矯正施設に収容された被収容者について、帰住希望等の調査が実施され、その結果が保護観察所に通知された後速やかに実施される。通常は矯正施設収容後、1か月から数か月後に帰住希望地を記した書面が保護観察所に送付され、保護観察所では書面到着後速やかに調整を開始している。（千葉保護観察所） ・福祉専門官等は、対象者選定に当たって、必要に応じ、実際の処遇を担当する職員からの意見を聞くなどし、日常生活上の情報を参考にすることもある。（東京矯正管区） ・適宜、現場の職員（心理調査専門官、矯正処遇官、医務部門職員等）から情報を収集し、スクリーニングに生かしています。（千葉刑務所） ・福祉専門官等による面接は必要に応じて複数回行われている。行動観察については、上述したとおり、処遇担当の職員が随時実施している。（東京矯正管区） ・適宜、改善指導担当職員や工場担当刑務官等の多職種と連携を図っており、また、面接回数等は必要性に応じて複数回実施しています。（千葉刑務所） ・更生支援計画書には、刑執行開始時の調査のみでは必ずしも把握できない成育歴や事件背景、本人の持つ課題等について盛り込まれており、支援の必要性を早期に発見することができる。また、刑事施設の社会福祉士が同計画を作成した司法ソーシャルワーカーと連絡・情報共有を行うなどして、入所段階における本人の状況をより正確に把握することができる。さらに、司法ソーシャルワーカーが刑事施設に来庁し、対象者と面接を実施したケースもある。（東京矯正管区） ・更生支援計画書は裁判時の本人の状況を基に作成されたものであり、受刑者の心身の状態や病状、ニーズや受入側の状況の変化（担当者の異動・退職、施設の運営方針や空床状況等の変化等）も想定されるため、活用には配慮を要する。（東京矯正管区）
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【中核センター（市原）】</p> <p>ご本人や家族の情報について、刑務所や保護観察所から出所後の支援を行う機関への程度出せるか？ 基準や所定の書式があるのでしょうか？ ケースによって出てくる情報にばらつきがあるように感じることがあります。</p> <p>【宅地建物取引業協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行開始時調査は記載内容で検討したら良いのではないかと思います。 ・生活環境調整（調査）は保護司にお願いするのが良いのではないかと？ 保護司会との調整時期は福祉専門官の判断 ・刑務所内の作業や日常生活の所見は矯正処遇官にお願いするのが良い。面談や行動観察は矯正処遇官の所見で良いのでは？ ・更生支援計画書は、刑務官の報告書や福祉専門官等の判断で受刑者の状況に合わせるべきだと思います。流動的に変化してしかるべきものでは？ <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別調整の選定期間は、施設によって差異はあると思われませんが、通常、刑執行開始時調査より前に特別調整対象者を選定することは少ないかと思われま。また、矯正施設と保護観察所は別に方法を記載したほうがわかりやすいと思われま。（千葉刑務所） ・執行開始時調査は、刑が確定し、受刑生活が始まるに当たって行うものであるため、特別調整の対象外となった者に対して執行開始時調査を行うという事は考えにくい。現実的には、執行開始時調査では特別調整と包括的支援の両方を念頭に置きつつ、その後の受刑生活を経て、特別調整の対象外になった者については「臨時再調査」において包括的支援の必要性等を検討するというのが適当と思われる。（千葉少年鑑別所） 		<p>⇒基準や書式については国機関に確認する。詳細な情報の提供や早期の提供については、多くの支援機関から要望があるため、国への提案事項とする。</p> <p>⇒保護観察所に確認する。</p> <p>⇒（再掲）矯正処遇官や福祉専門官等、複数の職員の眼で本事業の対象かどうか選定する形がよいと考えるので、国に提案する。</p> <p>⇒スクリーニング方法について、矯正施設と保護観察所を別々に記載できるよう、両機関と協議の上、検討する。</p> <p>⇒体制原案を「執行開始時調査や生活環境調整等の結果、特別調整の対象外になった者に対し、下欄の判断基準に基づき、包括的支援の対象とするかどうか判断する。」と修正する。</p>

【スクリーニング】判断基準

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・帰住先の状況（皆無、受入能力なし） ・各種障害（生活能力上、関係性構築上の支障）（入所時の手帳の有無は問わない） ・経済的困窮状況（無職、無収入） ・医療受診の必要性（継続的受診の担保） 	<p>出所後、更生保護施設等への入所が内定している場合、帰住先の有無の判定はどちらか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更生保護施設や自立準備ホームへの帰住が内定している場合は、帰住地があるものとして判定する。ただし、これらの施設へ国費で入所できる期間は限られており、早期の自立退所を指導している。仮釈放の期間が満了した場合は、本人の希望により更生緊急保護の措置をとることもあるが、その期間は法律により期限が定められているほか、本人の更生意欲の有無が措置実施の判断の基準の一つとなっている。（千葉保護観察所） ・更生保護施設に帰住が決定している場合は、帰住地有の判定とし、基本的には独自調整は行っていません。（千葉刑務所）
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【定着支援センター】 帰住先がある、障害はない、年金収入や預金があり困窮状態ではない者も積極的に対象にして欲しい。例えば年金が停止になっている者、老齢年金が受給できるが手続きができていない者、印鑑やカードを紛失し引き出せないままの者などもある。</p> <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデルケースでは、会社寮への帰住が未確定であったり、家族の受入体制が不明確であった場合においても、中核地域生活支援センターに介入を依頼していた事例がありましたので、帰住地の状況について（皆無、受入能力なし）と限定しなくてもよいのではないかと思います。（千葉刑務所） ・「障害の有無は問わない」との記載にしてはどうでしょうか。（千葉刑務所） ・（無職・無収入）に限定せず、借金問題や金銭管理問題等も含められるようにしてはどうでしょうか。（千葉刑務所） ・持病等があり、継続的受診が必要な者は多数存在するため、判断基準としては、医療受診に援助が必要であるかどうかにしてはどうでしょうか。（千葉刑務所） ・本人の性格傾向及び資質（更生保護施設で引受けを断られる理由で目立つため）も判断基準に含めることは可能でしょうか（更生保護施設等、医療機関及び福祉施設が引受けをためらう対象者ほど基準から漏れるため。例：ストーカー）。（八街少年院） <p>【弁護士会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害が境界域、有無が明確ではないが何らかの生きづらさや対人関係の不安等により支援が必要と考えられるような人がこぼれることがない基準が望ましい。 ・帰住先はあるが、帰住先として適当ではない、不安が残るケースの場合の取扱い。 <p>【ガンバの会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当方に依頼がある者は、帰住先がない者である。帰住先がない者について、再犯率が高いことはデータにも表れており、帰住先がない者については、全て対象とすべき。 ・要件の中に、依存症の有無、債務の有無、住民票の有無も加えて欲しい。 <p>【宅地建物取引業協会】 帰住先の有無の実態調査は保護司に依頼して、判定は福祉専門官等で下す。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・実施要領にあるとおり、対象は「高齢、障害に限らず、地域社会の福祉関係機関等により、何らかの支援を受けることが望ましいと思われる」者としている。 ・体制原案で箇条書きにした項目は、すべてに該当しなければ対象とならない、という意味ではなく、例示としてこれらの項目に該当する場合は対象になりうるということ。よって、帰住地・障害・収入・医療受診等に加え、本人の性格傾向及び資質等を総合的に勘案し、「何らかの支援を受けることが望ましい」と矯正施設の職員が判断した者を対象としている。 <p>⇒保護観察所に確認する。</p>

【本人同意】調整者（同意を働きかける者）

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 福祉専門官 矯正処遇官 保護観察官 	<p>すべての矯正施設等に福祉専門官が配置されているか</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福祉専門官の配置（市原、横須賀支所以外） 精神保健福祉士又は社会福祉士の配置（東京矯正管内の刑事施設においては市原刑務所、横浜刑務所横須賀刑務支所以外に配置。少年院においては、水府学院、市原学園、愛光女子学園、新潟少年学院、有明高原寮及び駿府学園以外に配置。）（東京矯正管区） 刑事施設には心理学の専門家である「法務技官」が、「調査専門官」として原則配置されているが、されていない場合もある。少年院には、一部の施設に「法務技官」が配置されている。（東京矯正管区）
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【宅地建物取引業協会】 福祉専門官等があたる。矯正処遇官のサポートが必要ではないか？</p> <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記同様の理由により、「矯正処遇官」は落とし、「福祉専門官等」としてはどうでしょうか。（東京矯正管区） 法務教官及び法務技官（心理）も含めていただきたい。（八街少年院） 福祉専門官だけでなく社会福祉士等の有資格者も含めていただきたい。（八街少年院） 未成年の場合、保護者の同意も必要と思われるが、保護者がいない場合といる場合と考慮する必要がある。（八街少年院） <p>【弁護士会】 “同意を働きかける”というのは調整者側の作為性が感じられる表現にも思えるが本人の意向尊重という観点からは適当か（一方でそうした強い働きかけの必要性もあると思われるが）。</p>		<p>⇒（再掲）矯正処遇官や福祉専門官等、複数の職員の眼で本事業の対象かどうか選定する形がよいと考えるので、国に提案する。</p> <p>⇒（再掲）具体的な職名を明記することにより、モデル事業に参加していない他県の矯正施設等での制度理解が進むと考えたが、矯正施設において一般的で汎用性がある表現であれば、それに従う。</p> <p>⇒スクリーニングの欄で意見のあった「福祉専門官等」とすることでよろしいか。</p> <p>⇒具体的にどのような考慮が必要か。</p> <p>⇒同意を求める際は、施設職員の働きかけはあるものの、本人の意思を尊重した上で行うものであり、強要するものではないということをご理解いただきたい。</p>

【本人同意】時期

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>出所1か月前（特別調整の要件を欠く者）</u> ・<u>特別調整が不調となったとき（本人不同意）</u> ・<u>生活環境調整の最中（時期はケースによる）</u> ・<u>入場後の面談時（労役者。入場時、本人から調査票徴収）</u> 	<p>同意から出所までの適切な期間はどの程度か</p> <hr/> <p>生活環境調整が行われる時期はいつか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出所後の居所の調整に必要な期間となるが、被収容者の資質とそのニーズにより、受入れ施設の調整期間は変動するものと考えられる。（千葉保護観察所） ・出所までに行われる支援の内容により定められるべきものと思われるが、参考までに、特別調整においては、地域生活定着支援センターの支援期間として最低でも6か月を確保するように運用している。（東京矯正管区） ・矯正施設に収容された被収容者について、帰住希望等の調査が実施され、その結果が保護観察所に通知された後速やかに実施される。（千葉保護観察所） ・通常は矯正施設収容後、1か月から数か月後に帰住希望地を記した書面が保護観察所に送付され、保護観察所では書面到着後速やかに調整を開始している。（千葉保護観察所）

質問、意見など	質問、意見への対応
---------	-----------

<p>【宅地建物取引業協会】</p> <p>時期については1か月前でも良いのではないかと。生活環境調整は6月に1度程度は必要ではないかと。</p> <p>【ガンバの会】</p> <p>上記でも述べたが、出所1ヶ月前では遅すぎると考える。一般調整でも調整がつかない場合はどうするのか疑問である。受け入れ側のことも考え、この時期の見直しを要望。</p> <p>【中核センター（印旛）】</p> <p>支援が必要と思われる方の同意をとることは難しいことだと思うが、極力早めに同意を取る形にしてほしい。その後、支援者側との面会や面会後に地域における調整が必要になる。期間が少ないと準備できる支援量が少なくなる。</p> <p>【中核センター（市原）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出所1か月前の本人同意だと、地域の関係機関に連絡が入るのがそのあとになるため、家族や当事者のアセスメントを行う時間が限られること、出所後の場所の調整も難しいことから、少なくとも3か月前には本人同意を取ることはできないでしょうか？ ・出所後の生活については選択肢が少なく、ご本人の希望に添えないことも多いため、ご本人の気持ちが揺れることが多くあります。面談機会を複数回設ける、手紙のやり取りを行うなど、関係性を作ってから支援につなげることのほうが、地域生活に移行しやすいのではないかと思います。 <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人不同意と特別調整の要件を欠く者の違いについて、また、スクリーニングの選定期間が出所6月前であることとの整合性について、お尋ねします。（千葉刑務所） ・保護観察所のスクリーニング時期と、矯正施設のスクリーニング時期は区別したほうがわかりやすいと思われます。（千葉刑務所） ・調査票徴収は千葉刑務所独自の仕組みです。（千葉刑務所） 	<p>⇒保護観察所に確認する。</p> <p>出所1か月前と記載したのは、それ以前に同意確認が行われた場合でも、出所直前に翻意するケースも想定し、すべての人に最終確認が必要な時期ということ。</p> <p>（本人不同意）は、特別調整が不調になる理由の一つとして例示したもの。それらを踏まえた上で、体制原案を、出所まで6月以上ある場合は「適切な時期に」、刑期が6月未満の入所者等に対しては、入所後「可能な限り早く」と修正する。</p> <p>⇒同意の時期について、矯正施設と保護観察所を別々に記載できるよう、両機関と協議の上、検討する。</p>
--	--

【本人同意】方法①（支援内容の説明）

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・独自のリーフレットを使用（保護観察所） ・円滑な社会復帰のための支援として説明 ・心配事の相談に応じる旨を説明 	独自のリーフレットとはどのようなものか	別添のとおり。特別調整の制度等に関する説明ではなく、更生保護施設や自立準備ホームに関する説明用として使用している。（千葉保護観察所）
	どの程度の説明を標準のものとして想定しているのか	特別調整のスクリーニングを兼ねた保護観察官及び地域生活定着支援センター職員との面接の際に、被収容者の資質及びニーズを確認した上で、繰り返し説明を行い、本人のニーズに合った施設等を探し出し、必要があれば、具体的な生活の様子（集団生活か、個室か、金銭管理や禁酒の遵守等）を本人との面接で説明して了承を求めている。（千葉保護観察所）
	同意の程度とはどの程度のものなのか （権利擁護、意思決定支援の観点から、未成年者や障害者の場合、その判断能力から、支援の要否や説明内容、同意の意味の正確な理解が難しく、繰り返しの説明や適宜、絵等を用いた説明等が必要となることもあると思われる）	矯正施設を出所した後、円滑な社会復帰のために福祉サービスや社会生活における支援を受けることを希望した被収容者に対し、自身の人定事項や生育歴、刑事処分歴等や心身の状況、釈放日等の個人情報、地方公共団体、地域福祉機関、福祉施設等に提供された上、これら機関による支援を検討するための会議の実施を始めとした調整を開始することに関する同意となる。 また、高齢、認知症又は精神に障害があり、十分な判断や理解ができない者に対しては、同意を得た後も、時にはボード等を使用し、事あるごとに繰り返し説明を行う等して、円滑な社会復帰に努めている。（千葉保護観察所）
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【ガンバの会】 リーフレットを更生保護施設等にも配布して欲しい。</p> <p>【宅地建物取引業協会】 支援内容の説明はリーフレットが必要だが、受刑者の状況を鑑み、矯正処遇官や福祉専門官等の口頭説明が必要ではないか？ 受刑者に合わせた支援内容の適正を図る必要がある。 同意書の記載内容は受刑者の受ける支援内容に沿って明記すべきもの。支援によって第三者への損害賠償が発生することも考えられるので、弁護士会のお知恵をお願いしたらどうか？</p> <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつのタイミングで使用するリーフレットなのか、お尋ねします。（千葉刑務所） ・個別のニーズに合わせた説明内容及び説明方法でよいと思われます。（千葉刑務所） <p>【弁護士会】 対象者の能力によっては合理的配慮としてリーフレットの内容を更に噛み砕いたりする等の工夫が必要になると思われるが、どの程度の合理的配慮がなされているか。</p>		<p>⇒保護観察所に依頼する。</p> <p>⇒保護観察所及び矯正施設に確認する。</p> <p>⇒同意書の作成経緯等について保護観察所及び矯正施設に確認する。その上で、必要に応じて弁護士会に相談する。</p> <p>⇒保護観察所に確認する。</p> <p>⇒保護観察所及び矯正施設に確認する。</p>

【本人同意】方法②（個人情報の取扱の説明）

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・独自のリーフレットを使用（保護観察所） ・同意書に沿って説明（千葉刑務所） 	独自のリーフレットとはどのようなものか ----- 同意書とはどのようなものか	別添のとおり。（千葉保護観察所） ----- ・釈放後の社会生活全般における支援を受けることについての同意と、氏名、生年月日、刑期等の個人情報が、行政、医療、福祉等の関係機関に対し提供されることについての同意内容となっています（千葉刑務所）。
質問、意見など		質問、意見への対応
【宅地建物取引業協会】 個人情報の取り扱い、本人の意思確認については弁護士会の意見を尊重したら良い。（方法③も同様）		⇒弁護士会に確認する。
【東京矯正管区】 <ul style="list-style-type: none"> ・独自のリーフレットとはどのようなものでしょうか。（千葉刑務所） ・「同意書に沿って説明（千葉刑務所）」のカッコ内は「矯正施設等」に修正可能でしょうか。（方法③も同様）（八街少年院） 		⇒保護観察所から提供があったので、後日提示する。 ⇒修正する。

【本人同意】方法③（本人意思の確認）

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・県作成のリーフレットを使用 ・同意書の徴収（千葉刑務所） 	同意書がある場合、リーフレットの扱いをどうするか ----- 未成年者の場合、親権者の意向との調整はどのように行うのか （処遇決定において、親権者の意向が影響すると思うが、例えば本人の意向と親権者の意向が相違する場合など、どの程度、本人の意向を配慮するのか）	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者において、生活環境調整が不調となり特別調整に移行する事例では、親権者やその他の親族等の元への帰住が不可能となった場合が想定される。親権者等が受入れを拒否している場合は、本人の意向を確認しながら、適切な帰住地を確保することとなる。また、親権者等が受入れを希望していながら、本人がその元への帰住を拒否している場合には、その事情（虐待等）により、別の帰住地を調整することが考えられる。なお、未成年者の特別調整の場合、施設入所時の保証人等親権者の関与が必要な場合があり、その際は保護観察所又は地域生活定着支援センターから説明を行い、協力を求めている。（千葉保護観察所） ・特別調整においては、対象者が未成年であっても、特に保護観察所からの求めが無ければ、対象者本人の同意書のみを徴収すれば良い運用としている。 ※特別調整の対象となる者の保護者の中には連絡を取ることすら困難な保護者も少なくない。（東京矯正管区）
質問、意見など		質問、意見への対応
【千葉市】 特別調整で本人不同意となった方に対して、同意書を聴取することとありますが、特別調整における同意を聴取することとの違い（同意書の内容において支援する者が変わるだけなのか等）についてお伺いしたいです。		⇒ここで言う同意書は、本事業への同意書であり、特別調整に係る同意とは異なる。

【アセスメント】調整者

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<p><司法機関側> <u>福祉専門官、矯正処遇官、保護観察官</u></p> <p><福祉機関側> 県、市（※コーディネート機関）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 司法機関側、福祉機関側双方において調整窓口の一本化が必要 県、市町村の窓口として、継続して本人に伴走する支援機関（コーディネート機関）が 必要 	<ul style="list-style-type: none"> 調整窓口の一本化 司法機関側：保護観察所 福祉機関側：県（一部市） 千葉県の取組における「中核センター」の役割を担う機関の設置
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【千葉保護観察所】 保護観察所が必ずしも全ての支援対象者の情報を把握できる体制にないことから、現状において保護観察所での一本化は困難ではないかと思われる。</p> <p>【婦性会】 モデル事業では、県健康福祉部及び中核地域生活支援センター連絡協議会が調整機関として支援にあたってきたが、今後窓口を一本化し、コーディネート機関として支援センター的なものを設置してはどうか。そこでは、相談の受理、面接、アセスメント、個別支援計画の策定、関係機関の調整、また、ケース会議の開催などの業務にあたることが考えられる。</p> <p>【千葉刑務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所の所管外である生活環境調整の対象外となる労役場留置者などは、支援対象者の身分、特性、緊急性等に応じて、調整窓口は複数で検討する必要があるものと思料します。 福祉機関側の窓口について、県（一部市）とありますが、福祉的支援対象者に対するアセスメントについては、専門的な判断が必要とされることから、支援対象者側の立場で考えると、定着センターや中核センターのような専門職が相当と思料します。 スクリーニングの時点において、福祉専門官等によるアセスメントを実施し、ある程度のニーズを抽出し、本人の同意を得た上で、中核センター、生活保護担当、ダルク、シェルター、医療機関、保健所、無料低額宿泊所、障害者施設、支援機関などにつなげている現状下、今回の「調整の窓口の一本化」について、現状で行われている福祉専門官等によるアセスメントの過程において、どのような位置付けとなるか、お尋ねします。 <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法機関側の調整者について、少年院在院者の支援も含めるため、以下の表記に修正されてはどうでしょうか。 ①社会福祉士等 ←等は精神保健福祉士も含むため ②調査専門官 ③矯正処遇官 ④法務教官・法務技官 ⑤保護観察官 司法機関側の調整窓口を保護観察所に一本化するとすると、例えば、既存の特別調整に準ずる手続が考えられますが、そのためには（矯正・保護の横断的な）やや大掛かりな制度設計が必要になると思料します。 <p>【弁護士会】 本人の意向と被害者の意向、利益とのコンフリクトが生じた場合にどのように対応するかについては、慎重な検討が必要と思われる。 再犯防止を考えるに当たり被害者支援の観点は欠くことはできないが、一方で本人主体の支援を考えるのであれば、あくまで本人の権利擁護が主軸でなければならず、被害者の利益保護のもとパターンリズムな対応を許容することは、権利擁護としての仕組を骨抜きにしてしまう恐れがある。 犯罪の多くは加害と被害の関係を前提としているのだから、福祉機関が地域調整を行うにあたっては、ある程度コンフリクトを前提としたコンフリクト・マネジメントは避けられないと思われ、またそうした役割を担うことに福祉機関としての意義があると思われる（司法機関はコンフリクトのマネジメントには適さないと思われるため）。 仮に本人の意向が被害者の利益を侵害する危険が高く断念せざるをえないような場合であっても、本人には代替案の検討、提示の機会が最大限保障されたうえで必要やむを得ない手段として位置づけられるべきではないか。</p>		<p>⇒保護観察所が関与しない労役場留置者や仮釈放の者等からの支援 要請の司法機関側窓口も保護観察所にするか、再検討する。</p> <p>⇒モデル事業終了後の福祉機関側の調整窓口は、引き続き県が担当し、その後のアセスメント等は、オブザーバーとして県から外部専門家に委嘱することを検討している。外部専門家の一例は各中核センターのセンター長。</p> <p>⇒保護観察所が関与しない労役場留置者や仮釈放の者等からの支援要請の司法機関側窓口も保護観察所にするか、再検討する。</p> <p>⇒司法機関側からの支援要請を一旦受け入れる窓口として、県を設定している。その後のアセスメント等については上記のとおり。</p> <p>⇒調整窓口は、スクリーニングを経て、県の相談支援事業を活用することになった場合のリーフレットの送付先を想定している。まずは矯正施設から保護観察所にリーフレットが届き、そこで県の相談支援が適切か（特別調整や仮釈放など、国の支援で対応すべきもの以外であるか）を検討・判断した上で、福祉機関側の窓口である県にリーフレットを送付することを想定している。</p> <p>⇒体制原案を「①社会福祉士等 ②調査専門官 ③矯正処遇官 ④法務教官・法務技官 ⑤保護観察官」に修正する。</p> <p>⇒国への提案事項として想定しているが、現実的にどの程度のことができるのか、今後協議していきたい。</p> <p>⇒本人と被害者との適切なコンフリクト・マネジメントを福祉機関が行うためには、司法機関側から本人について詳細な情報提供（被害者との関係性等を含む）があってはじめて実現できる。また、代替案の検討・提示も、詳細で正確な情報に基づかないと、適切な支援に結び付けることは困難である。</p>

【アセスメント】時期

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<p>・本人同意後</p> <p>・出所6月前まで</p> <p>(以後は速やかに)</p>	<p>・支援に当たっては本人との関係性の構築が重要であるため、初回アセスメントは早い時期に実施する</p> <p>・出所までの調整期間については、<u>既存制度（特別調整）との整合を図る</u></p>	<p>・初回アセスメントの時期は対象者の刑期や同意のタイミングによりそれぞれ異なるが、刑期の残期間が6月以上の場合は、遅くとも6月前までに、6月未満の場合は即時に実施する</p>
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【千葉保護観察所】</p> <p>保護観察所が関与する生活環境調整事件において、支援が必要な者については可能な限り早期に相談することとしたい。</p> <p>【千葉刑務所】</p> <p>「既存制度（特別調整）との整合を図る」とありますが、前回の検証作業部会において、支援対象者を「特別調整及び一般調整の対象にならなかった者」と修正されたことから、「既存制度（特別調整及び一般調整）との整合を図る」としてはいかがか。</p> <p>【八街少年院】</p> <p>時期については、少年院での収容期間の長短に左右されるところもあるため、「少年院については、少年院入所後または最初の生活環境調整報告が届いてから（おおよそ入院後3か月）」という表記を追記してもらうことは可能でしょうか。</p> <p>【弁護士会】</p> <p>上記との関係で帰住地調整にあたり被害者とのコンフリクトが予想されるようなケースについては、より早期の段階から本人への代替 手段等への提示、検討の必要からより早期段階からの調整が必要ではないか。</p>		<p>⇒</p> <p>⇒検討・確認事項を「既存制度（特別調整及び一般調整）との整合を図る」に修正する。</p> <p>⇒6か月前と記載したのは、成人の特別調整との整合を図るため。収容期間が6月以下の場合は、成人でも少年でも、入所（院）後速やかに実施することに変更はない。その上で、表記を追記するかは検討事項。</p> <p>⇒上記のとおり、司法機関側から本人について詳細な情報（被害者との関係性等を含む）が早期に提供されることが肝要である。</p>

【アセスメント】方法

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による本人情報の共有 矯正施設内での本人面談 	<ul style="list-style-type: none"> 司法機関側が有する本人情報の福祉機関側への共有の在り方 福祉機関による面談は、本人に告知されない状態で実施されるため、初回面談時は、面談の趣旨等について丁寧な説明が必要 本人との関係性構築のため、継続的なかかわりを持つ必要性 	<ul style="list-style-type: none"> 既存制度（特別調整）との整合を図るため、情報共有の範囲は特別調整の場合に準ずるものとする
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【千葉保護観察所】 本人同意がある場合は、可能な限り情報連携を行うこととしたい。また、生活環境調整中の者については、本人との継続的な関わりとしてテレビ会議システムの活用による福祉関係者同席の面接などについて検討する余地があると思われる。</p> <p>【千葉市】 本人との面談の際に聴取内容にばらつきが出ないようにすることや、効率化の観点から統一された面談シートがあった方が良いと思うのですが、実際に存在するのでしょうか。また、司法機関側・福祉機関側で情報共有できるような仕組みがあるのでしょうか。</p> <p>【千葉刑務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別調整及び一般調整と同様に、刑事施設から保護観察所、保護観察所から支援機関という情報提供の流れとなるのか、お尋ねします。 特別調整と同様の流れを想定する場合、特別調整時に使用する支援対象者個人票については、帰住地がない高齢・障害のある者が前提であるため、多岐にわたる詳細な個人情報を含む内容となっていますが、特別調整及び一般調整対象者は今回の事業の支援対象外となっていることから、個人情報に係る書式については、特別調整の場合のものとは別に検討する必要があるものと思料します。 「福祉機関による面接は、本人に告知されない状態で実施される」とありますが、現に詳細な日時は伝えていませんが、どのような機関が何の目的でいつ頃に来所されるかについては本人に伝えていきます。また、福祉機関との面接を調整する時点で本人の同意（個人情報やその時点での支援希望の意思）を確認し、同意書を徴収した上で面接日を設けています。 <p>【東京矯正管区】 個人情報については、例えば、矯正管区⇔千葉県で覚書、協定書、申合せ等を交わす中で又は既存の「矯正施設入所者等の相談支援に関する実施要領」の中に利用目的・方法、提供する内容などについて盛り込むことが想定されますが、（千葉刑務所の意見のとおり）特別調整と同様の内容を提供できるか否かについては、他の自治体の取組も参考にしつつ、慎重な検討が必要だと思います。</p> <p>【弁護士会】 下記のように、本人の家族の支援機関との調整、連携が必要な場合の情報共有の在り方は別途検討が必要ではないか（必ずしも個人情報取得、提供の法的根拠が明確なものばかりではないと思われる）。</p>		<p>⇒</p> <p>⇒モデル事業における相談支援について、統一された面接シートは存在しない。現行の実施要領では矯正施設から送付されるのはリーフレットのみとされているが、今後、面接シート（福祉機関側からの質問票）の様式をあらかじめ規定し、それを添付して送付するように処理フローを変更することも検討している。</p> <p>⇒刑事施設から保護観察所、保護観察所から県という流れを検討している。</p> <p>⇒司法機関側から提供される情報の統一性を図るため、福祉機関側が聞きたい項目をあらかじめシートに規定することを検討している。</p> <p>⇒すべての矯正施設で同様の対応をしているのか、お聞きしたい。</p> <p>⇒個人情報の取扱いについて、覚書や協定書の締結を含めどのような体制を構築するかは今後の検討事項である。提供される情報内容の統一性への対応については上記のとおり。</p> <p>⇒上記のとおり、司法機関側から本人について詳細な情報（被害者との関係性等を含む）が早期に提供されることが肝要である。</p>

【課題解決】調整者

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<p><司法機関側></p> <p><u>福祉専門官、矯正処遇官、保護観察官</u>、保護司、更生保護ボランティア</p> <p><福祉機関側></p> <p>県、市町村、(コーディネート機関)、各種 福祉サービスの提供者</p>	<p>・本人を中心とした地域における支援ネットワークの充実が必要</p>	<p>・アセスメントの調整窓口である保護観察所及び県（一部市）の連携の下、課題解決の実施機関として各地域の保護司及び中核センターが連携したネットワークを構築</p> <p><司法機関側></p> <pre> graph TD A[保護観察所] --- B[保護司] A -- 連携 --> C[県(一部市)] B -- 連携 --> D[中核センター] C --- E[福祉サービスの提供者] D --- E </pre> <p><福祉機関側></p>

質問、意見など	質問、意見への対応
---------	-----------

<p>【千葉保護観察所】</p> <p>検討・確認結果に記載の図は、保護観察実施中又は生活環境調整事件係属中を想定しているとの理解でよろしいか。</p> <p>保護観察所は、満期釈放者であっても更生緊急保護の申出があれば更生緊急保護を実施できるが、保護司に対しては、保護観察又は生活環境調整事件の委嘱することはできるが、更生緊急保護対象者の補導援護を依頼するための制度的裏付けはない。</p> <p>【ガンバの会】</p> <p>①更生保護ボランティアとは、どういう人なのでしょうか？どの地域にどれくらいの方がいるのか、教えて欲しい。</p> <p>②ネットワークの中に、地域の更生保護施設の関係者を入れるべき。実質、帰所すべきところがない人の多くを受け入れ、多大な責任を負うのは施設であると思われるため。</p> <p>【東京矯正管区】</p> <p>司法機関側の調整者について、少年院在院者の支援も含めるため、以下の表記に修正されてはどうか。</p> <p>①社会福祉士等 ←等は精神保健福祉士も含むため ②調査専門官 ③矯正処遇官 ④法務教官・法務技官 ⑤保護観察官</p> <p>【弁護士会】</p> <p>本人を中心としつつも上記のように被害者の利益とのコンフリクトが生じた場合に、本人の権利擁護を徹底できるようにする仕組み、コンフリクトを調整する仕組みがそれぞれ必要ではないか。</p>	<p>⇒</p> <p>⇒保護観察所に確認する。</p> <p>⇒各種福祉サービスの提供者の中には、地域の更生保護施設も含まれると認識している。</p> <p>⇒体制原案の一部を「①社会福祉士等 ②調査専門官 ③矯正処遇官 ④法務教官・法務技官 ⑤保護観察官」に修正する。</p> <p>⇒上記のとおり、司法機関側から本人について詳細な情報（被害者との関係性等を含む）が早期に提供されることが肝要である。その上で、権利擁護やコンフリクトを調整する仕組みを検討していく。</p>
---	---

【課題解決】時期

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<p>・本人アセスメント終了後</p> <p>・出所3月前</p>		
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【千葉刑務所】</p> <p>出所前に仮の援助計画を立てることは必要ですが、実際の支援開始は出所後であることから、課題解決策の構築の時期について、出所後の期間を含める必要があるかと思料します。</p> <p>【弁護士会】</p> <p>下記参照。</p>	<p>⇒モデル事業で提起している課題解決は、あくまで出所前に行うこと。出所後の支援については、その時々状況に応じて福祉機関側が柔軟に対応することを想定している。</p>	

【課題解決】方法

体制原案	検討・確認事項	検討・確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村、（コーディネート機関）による調整 ・ 更生緊急保護制度の活用 ・ 各種福祉サービスの提供者による支援 ・ 更生保護ボランティアによる支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人と一緒に課題解決の方法を考える支援の必要性（寄り添い型支援、かかわり続ける支援） ・ 出所前に司法機関側で実施できる手続の整理（住民登録の復活、障害者手帳の取得、帰住先の調整等） ・ 更生緊急保護制度の活用の担保（活用することができなかった事例、理由。出所後6月の支援調整期間の保障） ・ 更生保護ボランティアに期待される役割の整理（かかわり続ける支援の実施） 	
質問、意見など		質問、意見への対応
<p>【千葉保護観察所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生緊急保護は、本人の申出により、保護観察所の長が自ら行い又は更生保護事業法の規定より更生保護事業を営む者その他適当な者に委託して行うものである。保護観察所が行うものは、相談に応じるほか、一時的な食費、旅費等の支給に限られており、委託保護についても、委託先は民間であり、本人の経歴、特性等の事情により確保が困難なケースも少なくないことを理解いただきたい。 また、更生緊急保護は、身体拘束を解かれた後6月を超えない範囲内で行うこととなっているが、他方、本人の意思に反しない場合に限り行うこと、機関の短縮と費用の節減を図らなければならないこととなっている。したがって、あらかじめ6か月間を支援調整期間として保証することは現行制度上困難であり、また、委託保護をする場合、モデル事業対象になっていない者との不平等が生じることがないような配慮も必要である。 ・ 更生保護ボランティアの協力については、マンパワーや活動の財源の確保等への配慮が必要である。 <p>【ガンバの会】</p> <p>かかわり続ける支援は賛成。ただし、更生保護ボランティアがその中心となるように読めるが、このボランティアがいかなるものか理解できていないこともあるが、イメージとしては一般的な「ボランティア」にこれを託すことは、不十分ではないか。こうした中で、居住支援との絡みで、「居住支援法人」を使うことも一考。</p> <p>【帰性会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設に入所中に、障害者手帳などの取得が進めば、出所後直ぐ福祉的な支援につなげることができるなどの効果が期待される。 ・ 千葉県帰性会が更生緊急保護で被保護者を受け入れる際には、集団生活できるかどうか、地域の安全を脅かすリスクの有無など勘案して入会の可否を決めている。更生保護施設も地域住民の理解なくして存続できない。 ・ 更生保護ボランティアである保護司が保護観察終了後も関わり続けるためには、災害補償や実費弁償の問題もあり、保護司としての活動については制約がある。善良な社会人として再出発していこうとしている者に、法定期間の経過後も関わり続けることでスティグマを負わせることになる。スティグマを負った人々は差別という形で様々な社会的不利を被ることになり、更生の妨げになるのではないかと、危惧される面もある。（保護司などが関わることで、その者が過去に刑事システムを通過したことが知られてしまうなど） <p>【千葉刑務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に関わる支援機関の役割分担（職域や専門性の確認）や支援期間について整理が必要かと思料します。 <p>・ 誰がいつ「課題解決」と判断するのか、その判断基準や目安について、お尋ねします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生緊急保護については、親族や公共の衛生に関する機関等から保護を受けることができない場合のみ緊急的に行われる保護（刑事司法制度上のシステム）であることから、それ以前の福祉的支援の体制構築の充実が重要であると思料しますが、更生緊急保護の活用の担保とは具体的にどのようなことを指すのか、お尋ねします。 ・ 更生緊急保護については、土日祝日の対応の充実が必要かと思料します。 ・ 更生保護ボランティアの実情（活動内容や活動範囲等）について、お尋ねします。 		<p>⇒</p> <p>⇒ボランティアの内容については保護観察所に確認する。各種福祉サービスの提供者の中には、居住支援法人も含まれると認識している。</p> <p>⇒国が担う役割の一環として、国への提案事項とする。</p> <p>⇒状況は認識している。その上で、更生緊急保護を希望するすべての者が入所できるようにすることを国への提案事項とする。</p> <p>⇒法定期間経過後の支援は、本人の同意を得て行うもの。保護司や福祉関係施設など支援に携わる者は、更生支援の円滑な実現に向けてコーディネートすることを想定している。その上で、本人の希望がなければ、支援を行うことはない。</p> <p>⇒国と地方との役割分担に係る整理は、協議会での議論を踏まえて再検討したい。</p> <p>⇒要領のとおり、相談支援の目的は、犯罪等をした者等が出所後、安定した地域生活を送ることができるようになるまでの支援を行うことであり、それが課題解決の判断基準や目安となる。</p> <p>⇒例えば、出所までの時間がない中での支援要請になると、出所後の支援の確立や帰住先の確保がないままに釈放されるケースも出てくる。支援体制が確立するまでの間、更生緊急保護を希望するすべての者が入所できるよう施設を設置・整備することを国に要望する。</p>

【東京矯正管区】

出所前に矯正施設で実施できる手続については、各庁とも可能な範囲で実施していますが、施設規模やマンパワー、対応する自治体の手続の違いにより、対応範囲が異なる実情があります。

【弁護士会】

本人だけでなく本人の帰住先、キーパーソンとなる家族側にも様々な生活課題や問題が見受けられるような場合には、家族側の支援や環境調整も必要となると考えられる。こと少年の場合には出院後のそうした家族側の支援、調整機関との連携や少年と家族との再統合（あるいは分離継続）を意識した調整が必要となると考えられる。18 歳未満であれば児童相談所が本来的役割を担っているが、現状の児童相談所の業務体制からすればそうした体制を担っていくには中長期的に検討していく必要があると考えられ、短期的な役割分担、仕組は別途考えていく必要があると思われる。また 18 歳以降の場合には家族支援を主とする公的機関自体が皆無に等しいことから、全く新しい支援枠組みの検討も必要となってくるのではないかと。

調整の中で弁護士による個別の法的援助（債務整理や戸籍の就籍許可等）が必要な案件について弁護士にアクセスする仕組は、弁護士会としても検討していきたい。もっとも、刑務所所在地と帰住先が異なる場合には、複数地域の弁護士会、弁護士が連携することも必要と考えられるため、地方弁護士会のみでの取組には限界があり、弁護士会をまたいだ仕組の検討も必要と考えられる（費用負担の在り方等も含めて）。

⇒モデル事業で確立しようとしている体制は標準的なもの。個々の施設等の状況により、運用が異なることは想定される。可能な限り汎用性のある体制を確立していく。

⇒少年への対応については児童相談所が関与する分野が多いことから、今後どのように児童相談所をこの支援体制にも関与させていくか、役割分担をどのように設定していくかを検討する。

⇒18歳以降の家族支援は中核センターが実施している。

⇒モデル事業では、対象のエリアを東京矯正管区内としている。このエリア内の他都県の弁護士会との連携等については、今後相談させていただきたい。

【その他】

モデル事業全般、更生支援協議会についてなど

質問、意見など	質問、意見への対応
<p>【ガンバの会】</p> <p>とにかく、再犯防止の視点から、出所後支援をする者との早期の関係作りが行われることを望む。当方が受け入れている者はほとんどが、社会的孤立状態にある者ばかりである。再犯防止の視点からも、「ひとりにしない伴走型の支援」こそ重要であり、そのためには当事者及び支援者との信頼関係作りが早期に始まることが肝要であると考えます。入所中にも容易に接見ができるようなシステム作りを行って欲しい。</p> <p>【帰性会】</p> <p>今年度の取組の「犯罪をした者等に対する国と地方の連携による支援体制」については、ケース会議で取り扱った矯正施設等に入所者で対象の者のみの国への提言となるとの説明がありました。今までのケース会議では事例がありませんでしたが、執行猶予や起訴猶予になった者などのいわゆる入り口支援も再犯防止には重要であると考えますので、こういう方も含めた支援体制として国への提言となるよう検討願います。</p> <p>【宅地建物取引業協会】</p> <p>会議の進め方に工夫が欲しい。委員が意見を交わす時間が無い。項目ごとに協議を進めて、協議会の委員がオブザーバーに質問する時間が必要ではないか。行政サイドに対応が可能か否かの確認が必要ではないか。不可能なことから議論の無駄になるので、可能なことで議論を進めたら良いと思う。</p> <p>【中核センター（印旛）】</p> <ul style="list-style-type: none">本人の同意ということが何事にも基本であることは承知しているが、家族についての情報等についても本人の言葉だけでなく正確な情報がいただけると地域での支援体制の構築がスムーズかと考える。その情報照会・情報収集をできないか。難しいことは承知の上であるが、本人の状態・アセスメントや今後の生活方針・意向の確認をできる限り繰り返しお願いしたい。（障害特性もあるが出所後に「こんなつもりはなかった」と言われることもあったため。） <p>【中核センター（松戸）】</p> <p>平成 26 年 4 月より地域移行支援の給付対象について、入所施設の利用者と精神科病院入院中の精神障害者に加え、更生保護施設・矯正施設等を退所する障害者に対象が拡大された。援護の実施主体についても居住地前特例の取扱いとなる。今年度のモデル事業となるケースのほとんどが精神障害者であり、特別調整に乗らない精神障害者の刑余者に対し、地域移行事業者との調整はできないか。</p> <p>制度がすでに対象としていて、うまく回っていないのであれば、既存制度の見直しから進めるべきではないか。</p> <p>また、本人に必要な医療・福祉サービスに繋いだり、居場所や役割を共に考えたりするという出所支援のプロセスは精神科病院からの退院支援に極めて似ており、そのノウハウをもつ地域移行事業者との連携は有益である。</p> <p>過去、遠隔地の精神科病院の入院者支援の負担が過大となり、交通費の助成予算が組まれたり、近隣精神科病院に支援の調整目的で転院する方法も検討された。このように、出所 1 か月ほど前に千葉県内の刑務所等に調整目的で移管するなどの措置を検討されたい。</p> <p>【定着支援センター】</p> <p>（全体的に）</p> <p>概ね 6 5 歳以上の高齢者か障害があると認められる者を福祉に繋ぐ支援は定着支援センターが行っており、さらに定着支援センターが出来る事を膨らませることを望む。（10 年以上前にできた要件が合わなくなっている）特別調整対象者とモデル事業の対象者が重なるにしても、中核センターは高齢者や障害者として分類されない一般の人の支援を積極的にやって欲しい。どんな人にも釈放時の助けは必要。</p> <p>（保護観察所、中核に）</p> <p>今後「刑の一部執行猶予者」についての相談が増えてくると思われるが、千葉県而定着支援センターではそれは保護観察所の役割だとして断っている。中核センターがこれをやるのかどうか。しっかりと役割分担していないと観察所の下請けをやることになる。</p> <p>現在始まっている県と中核による支援で一番困っているのは釈放後の一時受け入れ先の【箱物】であろう。これをどうしていくか。自前の受け入れ先を持たずに「相談」の力だけでは解決しないことは明らかで、中核センターがある圏域に 1 か所ずつでも自立準備ホームができると良い。その際、県内の自立準備ホームにかかる法務省の予算が全体として増えなければ予算の取り合いになる。自立準備ホームを増やし予算を増やすことが可能か。また、県内に受け入れ先を増やしていくために宅建取引業協会や就労支援事業者機構の皆さんに力を貸していただきたいが、具体的にどのような連携ができるのか確認しておいた方が良い。</p>	<p>⇒入所中の早期の接見や対象者に関する詳細な情報提供を含め、出所後支援をする者との早期の関係作りができる体制整備を国への提案事項として検討中。</p> <p>⇒入口支援の重要性は認識しているところ。今回の千葉県におけるモデル事業では主として所謂出口支援を扱うが、今後の再犯防止の取組の中で入口支援も検討すべき材料として取り上げる予定。</p> <p>⇒協議会の運営については、再度検討する。</p> <p>⇒多くの支援機関から要望がある事項なので、国への提案事項として検討中。</p> <p>⇒このような対応が可能なのか。</p> <p>⇒地域移行事業者との調整については、特性を踏まえた個別支援の課題解決の一手法として、今後の研究課題としたい。</p> <p>⇒「出所 1 か月ほど前に千葉県内の刑務所等に調整目的で移管する」については、国への提案事項としても検討していきたい。</p> <p>⇒本事業の実施に係り、中核センターと同様に定着支援センターからも、さらなる積極的なご支援をいただけるよう、国への提案事項として検討する。</p> <p>⇒刑の一部執行猶予者については、保護観察制度の下、適切な指導が行われると理解している。その指導に際し、観察所から協力の依頼があれば、中核センターは対応することになる。いずれにしろ、国と地方との適切な役割分担がなされるよう、国に提案する。</p> <p>⇒一時受け入れ先の「箱物」に関しては、更生緊急保護の適切な執行について、国に提案する。</p> <p>⇒居住支援や就労支援のあり方については、今後、これらの機関と協議を進めていきたい。</p>

<p>(県や市に)</p> <p>県や千葉市は、特に生活保護の担当部署に協力依頼を出しておいて欲しい。また役所の部署に出所者等の相談にのる担当者が決まっていると良い。(栃木県などは決めている) 門前払い、たらい回しを避けるために。</p> <p>養護老人ホームの利用は、空床があっても各地の行政による措置控えのため利用できない状況がある。県や千葉市は通知を出しておいてほしい。</p> <p>生活を立て直すために「住民票」は重要である。矯正施設入所中に住民票を簡単に職権削除しないような仕組みはどうすれば良いか。</p> <p>児童相談所が関わらない18歳未満の子どもの受け入れ先探しに難航している。子どもは自分で契約もできず、児相による措置もない。出院後の選択肢として更生保護施設、住み込み就労、自立援助ホーム、自立準備ホームくらいであり、もっと手厚く見てやれる場所はないのかと思う。今後、県や市では自立援助ホームを増やしていく予定はないか。増やすためにはどうしたらよいか。</p> <p>(法務省に)</p> <p>定着支援センターの対象者は「保護上移送」により他県の矯正施設から確実に帰住できるように千葉刑務所や八街少年院に移送してもらっている。中核センターが関わるケースでこれが可能か(但し、交通機関を使って単独で千葉県に帰って来ることができる者、金銭的余裕がある者は別)</p> <p>【東京矯正管区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別調整及び一般調整については、保護観察所の行う生活環境調整に位置付けられており、それ以外の支援対象者(労役場留置者等)については矯正施設の福祉専門官等が独自に帰住地や医療・福祉サービス等の調整(いわゆる独自調整)を行っていますが、その調整方法の違いによりスクリーニングや同意書の内容、外部機関への個人情報提供方法等が異なるということ、また、独自調整の仕組みについては施設の特性等により各施設に差異があることについて、再度、協議会のメンバー全体で認識を共有する必要があるかと思われます。(千葉刑務所) ・理想論になりますが、矯正施設から地域に戻る前に、ある程度の生活の枠組み及び人的・財的資源の整っている中間施設のような、帰住が可能となるような施設を、地域定着支援センターに兼務してもらうことは可能でしょうか。また、その場合は、中核地域生活支援センターが窓口となり、帰住先の割り振りを調整するような機能を行ってもらうことは可能でしょうか。特別支援ですと、高齢者又は障害の診断を受けている者で、本人の同意が必要となりますが、少年施設では、その基準に該当しない者で、生活環境調整が難航する者もいます。パーソナリティ障害は医療では入院の対象にならず、更生保護施設では少年の枠が少ないことから、更生保護施設での選定の倍率が高く、複数の同施設で帰住を断られることが多く、自立準備ホームや住込みや寮がある協力雇用主のもとに帰住するケースもありますが、限界があります。一方で、一度、更生保護施設での受け入れをしてもらっても、当然のことですが、再犯や戻し収容で更生保護施設の信頼を失う少年もいるのも現実であり、そのような積み重ねから、少年の引受けに消極的になる施設もあります。継続的に受入れ先を確保すること及び辛抱強く矯正施設からの引受けをしてもらえる施設の拡張をしていくことも課題ではないかと思料します。(八街少年院) ・本紙も含めた各種資料について、全体的に刑事施設(刑務所)で行うことを前提とした表現や記載が多い印象を受ける(「調査専門官」、「矯正処遇官」、「執行開始時調査」等)。対象者として少年院出院者も含むのであれば、表現や用語の見直し(使い分け、統一)が必要と思われる。(千葉少年鑑別所) <p>【弁護士会】</p> <p>特別調整の要件にはあたらないが同程度のスペシャルニーズのある人のための支援モデルとして議論するのか、支援からこぼれる人を防ぐためにすべての刑余者に向けた支援モデルとして議論するのかで議論の方向性や仕組に関する設計思想が異なってくるように思われる。現実的には一定の絞りこみの必要性はあると思われるが、支援の必要性が認知されにくい、支援からこぼれやすい人をいかに減らしていくかという観点から議論していくことが適切ではないか。</p>	<p>⇒他の都道府県や市町村の取組等を勘案し、関係機関との協議を検討したい。</p> <p>⇒このような対応が可能ならば、頻繁なアセスメント等が可能になり、支援の向上につながると考えるため、国への提案事項として検討する。</p> <p>⇒更生支援推進協議会において、認識の共有を図る方策を検討する。</p> <p>⇒更生保護施設での選定の問題もある。受入れを希望するすべての者が施設入所できる体制を整備するよう、更生緊急保護の適切な執行について、国に提案する。</p> <p>⇒少年も含めた表現になるよう改めたい。</p> <p>⇒現行では特別調整の要件にあたらないが同程度のスペシャルニーズがある人を特別調整の対象にすることで、解決するケースが増えると考え。そのため、特別調整の在り方について国に提案していくが、それでも特別調整の対象にならない者がいるはずなので、すべての刑余者を対象にしつつも、その人たちといかにつながることができるか、という観点で議論するものである。</p>
---	--